

しんしゅう おおほし もり おもがえ
信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替

～ ガルテナー募集要項 ～



「信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替」について

「クラインガルテン」とは、ドイツ語で小さな庭という意味です。従来の市民農園に簡易宿泊施設の機能が付くことで、都市にお住まいのかたの週末の日帰り農業から、滞在型の農業・農村体験を可能とした「滞在型農園」として「農ある暮らし」を体験することができます。

「信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替」は、御代田町の南端、佐久市との市町境に位置する面替地区大星地籍に2015年7月に開園しました。当施設は、農村集落に隣接していることからガルテナーと地域住民がクラインガルテンを舞台に「農業体験」と「農村交流」によって農と人と自然を身近に感じ、地域の活性化につながることを目的としています。また、クラインガルテンへの滞在を機に将来的な長期的定住や移住、セカンドハウス等による二地域拠点化をご検討いただくきっかけとしていただければ幸いです。雄大な浅間山の麓、信州みよたの地で農業体験、農村交流を深めながら自然の恵みを楽しんでみませんか。

ラウベ(専用農園付)

滞在可能な「簡易宿泊施設」(家具、調理器具などは、各自でお持込いただきます。)

ガルテナー

ラウベをご契約いただいたクラインガルテンの利用者。

1 施設概要

信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替は、雄大な浅間山を望む面替区大星地籍に位置し、古の歴史を持つ村社「大星神社」に隣接した形で「交流施設」、「ラウベ」、「共同菜園」等が一帯的に整備されています。

◆ 施設名称

信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替

◆ 所在地

〒389-0205 長野県北佐久郡御代田町大字面替 599 番地 1

◆ 設置者

御代田町

交流施設

ご家族、ご友人を交えたガルテナー同士の親睦会や地元の皆様との交流会が行えます。交流スペースからは、見事な浅間山の眺望が楽しめます。

全8区画 ラウベ

緑側は、庭先と居住空間を繋ぐ「玄関」の役割。直線的アプローチにより、眼前に広がる菜園との一体性を重視した簡易宿泊施設は、自由度を確保したワンルームタイプを採用しました。

120㎡の専用農園は、本格的な家庭菜園やガーデニングを行うのに十分な広さです。

洗面
脱衣
バス
居室
キッチン
トイレ
玄関
バルコニー
(床面積34.5㎡)

大星神社

フジバカマ畑

案内看板
至佐久スキーガーデンパラダ
至豊昇
大星神社
共同農具置場
しらかば
やまつつじ
なつづばき
いちい
やまゆり
しゃくなげ
やまぼうし
ななかまど
共同菜園

◎ ラウベ（簡易宿泊施設）



ラウベ(簡易宿泊施設)は、縁側から直接菜園に出入りする田舎の習慣をコンセプトに、農をより身近に体験していただくため、専用農園と滞在空間とをダイレクトにつなぐ直線的動線が無駄のない素朴な造りが特徴です。

農作業後のひとときや自然の中で農村体験を味わう時間にぴったりの省スペース設計です。

- ・ラウベ延床面積 34.5 m²(ワンルームタイプ)
- ・専用農園 120 m²(外水道1ヵ所)
- ・給排水設備等 上水道、下水道(合併浄化槽)、給湯設備、洗面(洗濯機等は各自持込)風呂、トイレ、キッチン(ガスコンロ等は各自持込)、プロパンガス
- ・その他設備 地上デジタル放送アンテナ(テレビは各自持込)、エアコン、外用物置

◎ 交流施設

交流施設は、ガルテナーの皆様と地域住民が交流を深めるための施設としてご利用いただいています。

施設からは、高台に位置する立地条件を活かし、雄大な浅間山が眺望できる開放的な空間となっています。

また、グループで参加された場合などにも便利な農作業後の汗を流せる浴室等も備えるほか、調理設備も完備、地元食材を使った食の交流が待っています。



◎ 共同農具置場



共同農具置場には、ガルテナーが共同で自由に使える農具(鍬、鎌、スコップなど)や農業用機械(小型管理機、刈払機、チェーンソーなど)が収納されています。



2 ガルテナー(ラウベ使用者) 募集概要

① 募集区画数

1 区画 (ラウベしらかば)

※ラウベの全体配置図は、2 ページをご参照ください。

② 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(特例更新を含め最長5年間使用可能)

③ ラウベ使用料金等

使用料：40 万円/1 区画・1 年間

共益費：6 万 2,400 円/1 区画・1 年間

お支払：原則、契約日から 30 日以内に全納

※共益費は、共同農機具及び合併浄化槽、

外灯などの共有スペースに係る維持管理費に充てさせていただきます。



④ その他費用

電気料、水道料、ガス代等の光熱水費やその他ご滞在に要する費用及び専用農園における農作業に係る費用等については、全てご契約者様にてご負担いただきます。そのほか、イベント参加費が発生することもありますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 応募条件

ガルテナーとしてご応募いただくかたは、次の条件を全てご了承いただけるかたに限ります。

(ア) 農業体験及び農村交流を主たる目的として使用すること(当施設は、「貸別荘」としての用途を目的として整備した施設ではありません)。

(イ) 原則として、農閑期に当たる冬期(12 月～3月頃まで)を除き、毎月2回以上の頻度で来園し、ガルテナー自らが専用農園の耕作管理をすること。ただし、冬期における交流イベントなども予定されていることから、積極的な参加をお願いします。

(ウ) 地域住民及び施設運営者等が企画する交流事業等の各種イベントや地域の伝統行事などに積極的に参加できること。

(エ) 地域のボランティア活動や里山整備活動など地域の担い手として協力できること。

(オ) 専用農園で栽培できる作物の種類は、原則として野菜類及び花き類とし、退去時に原状復旧(撤去)すること。

(カ) ラウベや農園に自ら設置又は搬入した農業用資材等については、退去時に原状復旧(撤去)すること。

(キ) 営利を目的としないこと。

(ク) 農園の景観及び周辺を保全助長し、かつ、有機農法など環境にやさしい農法に努めること。

(ケ) ペット(介助犬等を除く。)を持ちこまないこと。

(コ) 御代田町滞在型農園施設設置及び管理に関する条例等を遵守すること。

⑥ 使用上の注意点

ご応募いただくかたは、次の注意点を全てご了承の上、ご応募ください。

- (ア)「信州みよたラインガルテン大星の杜・面替」に住民票を移すことはできません(ただし、宅配便等は各ラウベに届きます)。
- (イ) ガルテナーとして使用登録できるかたは、応募者の属する世帯及び同居する世帯の世帯員並びに応募者の友人1世帯までとし、法人や団体の応募はご遠慮ください。
- (ウ) 原則として、契約及び更新時に他の区画への異動はできません。
- (エ) 野生鳥獣等が出没し、農作物が食害に遭うことがあります。
- (オ) ラウベの使用状況や、専用農園の管理状況及び滞在実績などを踏まえ、ガルテナーとして不適当であると判断された場合は、ご退去いただくことがあります。
- (カ) 電気製品や暖房器具、給排水設備等の使用に当たっては、使用上の注意事項を充分確認の上、適正な使用に努めてください。なお、汚破損があった場合は、設備機器等の欠陥を除き、原則としてガルテナーの責任において修理していただきます。
- (キ) 生活ごみや農作業に伴うごみなどは、定められた分別方法により分別後、住所地へお持ち帰りいただき処分するか、御代田町井戸沢一般廃棄物処理場に搬入し適切に処分してください(申請手続と年間処理登録料 2,000 円が必要)。生活ごみなどを敷地内で焼却処理することは絶対にしな^いてください。なお、生ごみについては、敷地内のコンポスト(生ごみ処理機)に処分することができますが、野生鳥獣の出没には十分ご注意ください。
- (ク) 農作業に伴う枯草など(枯葉、枝、草木類、収穫残渣)は、慣習として野焼きが一部で容認されておりますが、原則、農園内での野焼きは自粛し、可燃ごみとして処理していただいております。やむを得ず枯草等を野焼きにより処理する場合は、消防署や周辺のかたなどへ事前にご連絡いただき、火の始末等に十分ご注意ください。
- (ケ) 退去時には、清掃業者による清掃を行い、原状回復を行ってください。また、退去後の検査において、ラウベ及び給排水設備等に汚破損が認められた場合は、利用者の責任において清掃及び修理などをしていただきます。



3 応募方法

必要事項をご記入いただいた応募書類一式を応募期間締切日までに御代田町産業経済課農政係までご提出ください(郵送可)。なお、様式第 1 号及び別紙添付書類 1 並びに別紙参考資料 1 については、御代田町ホームページから様式をダウンロードできます。

◎ 応募書類

- 御代田町滞在型農園施設ラインガルテン使用許可申請書(様式第 1 号)
- 御代田町滞在型農園施設使用希望区画申込書(別紙添付書類 1)
- 御代田町滞在型農園施設選考会参考資料(別紙参考資料 1)
- 応募動機(原稿用紙等に 800 字程度で、記述してください。)(別紙添付書類 2)
※野菜作り・農業体験及び地域交流への取組、移住の検討状況等を記述してください。
- 使用予定者全員の住民票(直近 1 か月以内に交付されたもの)(別紙添付書類 3)
- 納税証明書(申請者本人の納付すべき税額及び未納税額等の証明)(別紙添付書類 4)
※所得証明書とお間違いになられるかたがいます。ご注意ください。

◎ 応募期間

令和 3 年 2 月 5 日(金)まで

◎ 提出方法

応募期間内に持参、郵送にてご提出ください。

※持参の場合は、土日、祝日を除く平日の午前 8 時 30 分
～午後 5 時 15 分までとします。

◎ 提出先

〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

御代田町 産業経済課 農政係



4 応募書類の受理及び選考について

- 応募書類は、記載内容に不備、不足のないものに限り受理します。なお、先着順ではありません。
- 募集区画数を上回る応募があった場合、町長が委嘱した選考委員による選考会を開き応募書類をもとに審査・選考の上、決定します。
- 書類選考は、ガルテナーとしての熱意や目的、滞在頻度等から交流人口の創出と農村集落の活性化が期待できるかという点に着目して選考します。なお、既に待機者として登録のあるかたは、加点考慮し選考するなど、優遇します。
- 区画は、希望区画申込書を参考に決定しますが、希望する区画以外の区画に決定することもありますので、あらかじめご了承ください。
- 選考結果は、郵送にて通知します。なお、選考結果の異議申立てはご遠慮いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替の主なできごと（例）

- 1 月 地元地区の伝統行事「どんど焼き」に参加
 - 3 月 キノコの原木駒打ち体験及び土づくり講習会開催、各農園で畑の準備作業等が始まる
 - 4 月 各ラウベで野菜の苗の植付けが徐々に始まる
 - 5 月 大星アサギマダラの会主催フジバカマの植栽活動によるガルテナーとの交流会開催
 - 6 月 地元地区の区民親睦会等にガルテナーを招待
 - 7 月 御代田町の「龍神まつり」で、ガルテナーが地元地区と一緒に舞踊流しを踊る
 - 8 月 共同菜園「そば」、「野沢菜」播種
 - 9 月 夏野菜を使った料理イベントを開催
 - 10 月 御代田町の町民運動会に、ガルテナーが地元地区に加わり参加
 - 11 月 共同菜園「そば」収穫、野沢菜漬け講習会
 - 12 月 伐採体験、注連縄作り体験・蕎麦打ち体験交流会を開催
- ※このほか、ガルテナー同士の交流会の開催や、地元地域住民の皆様がガルテナーとの交流の場を積極的に設け、山菜採りやキノコの勉強会など、地域住民企画の農村交流活動が進められています。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、交流イベントが開催できない場合があります。



▲ガルテナーが育て、夏に大輪の花を咲かせた向日葵

信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替の情報を随時、SNS で発信しています。下記の QR コードからアクセスしてください。たくさんさんの「いいね！」お待ちしております♪



フェイスブック



ツイッター



インスタグラム



PR動画「私の、ふるさとになる。」

ガルテナー出演の「信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替PR動画(30 秒CM)」もぜひご覧ください！！

浅間山に抱かれた高原の町

御代田町

〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

御代田町産業経済課 農政係 電話：0267-32-3113 FAX：0267-32-3929
クラインガルテン専用電話：090-2239-5991
E-mail：nousei@town.miyota.nagano.jp